

(1) 休業後労働者側ハ関東美術友禪工組合ノ應接ヲ
 求メ非八日全町立石ニ七ニ出口小一即方ニ争議
 團本部ヲ設置セリ。
 (2) 労働者側ハ本要求ノ解決迄ハ作業ニ従事セザル
 申合セラ爲シ帝誠團本部ニ集合シツ、アリ。
 (3) 各友禪工場其他ニ別記(三)ノ如キビラヲ撒布セリ。
 八事業主側

特異ノ行動ナシ
 右及申(通)報候也

別記(一)寫

要求書

- 一 輸出品拾貳ヤール物ハ建五円ニ世五身ヲ支給サレタシ
- 一 内地物八月六十円ノ稼高以下ノトキハ一割ヲ撤回セラレタシ
- 一 休業手前一日一円ヲ支給サレタシ
- 一 徒弟ヲ健康保険ニ加入セラタシ

昭和五年一月廿八日

以六

関東美術友禪工組合

本部 印

嘉重友禪工場主殿